

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願支援事業)
公募要領

令和3年(2021年)4月30日

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金公募要領 (中小企業等外国出願支援事業)

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という）は、知的財産権を活用して外国への事業展開等を計画している県内中小企業者等を支援するため、経済産業省制定の中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）交付要綱（20190314特第1号）（以下「交付要綱」という。）及び中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領（20190314特第3号）（以下「実施要領」という。）に基づき外国出願支援事業の公募を実施する。

1. 補助対象中小企業者等

- (1) 滋賀県内に事業所を有する中小企業者等（地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所及びNPO法人）
ただし、以下の（ア）から（オ）いずれかの項目に該当する者が行う事業に対しては本補助金の交付対象としない
 - (ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - (イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等
 - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
 - (エ) 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
 - (オ) 本補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等
- (2) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等
- (3) 本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と、外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等
- (4) プラザへの書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する選任代理人の協力が得られること、または自ら同等の書類を提出できる中小企業者等
- (5) 事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力することができる中小企業者等。

2. 対象出願要件

- (1) 特許、実用新案、意匠、商標及び冒認対策商標の外国特許庁への出願
- (2) 申請書提出時点において既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願含む）であって、以下のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等に同一内容の出願を行う予定であること
 - ・パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（商標出願を除く）
 - ・特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）（ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る）

- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
 - ・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- (3) 国内の先行技術調査等からみて外国での権利取得の可能性が高いと判断される出願
- (4) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等、或は助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認商標対策の意思を有している中小企業者等の出願
- (5) 交付決定後に外国特許庁へ出願を行い、令和4年1月31日までにプラザへ実績報告書の提出が可能であること。

3. 補助対象経費

- (1) 外国特許庁への出願手数料（外国特許庁への出願に要する経費）
- (2) 現地代理人費用（外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費。現地代理人への振込手数料含む）
- (3) 国内代理人費用（外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費。国内代理人への振込手数料含む）
- (4) 翻訳費用（外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費）

4. 補助率及び上限額

- (1) 補助率 補助対象経費の1/2以内
- (2) 1企業に対する補助金総額 300万円以内（消費税等を除く）
- (3) 1出願に対する補助金額
- ・特許出願 150万円以内/件（消費税等を除く）
 - ・実用新案、意匠または商標登録出願 60万円以内/件（消費税等を除く）
 - ・冒認対策商標 30万円以内/件（消費税等を除く）

5. 申請手続き

- (1) 申請に必要な書類
- ・実施要領で定める交付申請書（様式第1-1、様式第1-2）及び指定の添付書類（申請書及び添付書類は返却しません。添付書類は原則A4サイズ）（今年度から様式第1-1から様式第9までの書類の提出時に押印は不要です）
- (2) 申請書類の提出受付
- ・受付期間 令和3年5月10日（月）～令和3年6月11日（金）（必着）
 - ・提出方法 下記窓口まで郵送またはメールで送付ください。
※申請をお考えの企業様は、事前に担当者までご連絡ください。

6. 審査・採択と通知

- (1) プラザに設置される選考委員会において、一次審査（申請書類の審査）及び二次審査（中小企業者等によるプレゼンと質疑応答）を実施し採択決定。なお、二次審査日は令和3年7月16日（金）に実施予定。（新型コロナウイルスの感染状況次第では、二次審査の内容を変更する場合があります）
- (2) プラザから採択結果を文書で通知

- (3) 採択された場合には、採択事業者の名称、所在地、及び交付の決定を受けた出願種別について、プラザのホームページで公表するものとする。また、必要に応じて採択事業者の交付決定金額や採択件数についても公表する可能性がある。
- (4) 採択決定後、採択事業者に対して説明会を実施するので参加すること。

7. 採択の基準

選考委員会において、次の各号に掲げる事項を基準として審査を行う。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - (ア) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等。
 - (イ) 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等。
- (3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けた中小企業等にあつては、査定状況報告やフォローアップ調査に対する回答が確実に行われていること。
- (5) 以下に示す企業については加点処置を行う。
 - ①地域未来牽引企業（グローバル型）に選定された企業
 - ②平成26年度以降一度も本事業に採択されていない新規の企業
- (6) 第1号から前号までに規定するもののほか、プラザが委員会の承認をもって、別に定める審査基準。

8. その他

- (1) 交付申請者は、実施要領における別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について交付申請前に確認し、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (2) 外国特許庁への出願に当たっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等でプラザに報告すること。
- (3) 間接補助事業者は本事業により行ったすべての外国特許庁への出願について、査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5月末日までに、様式第9により査定状況をプラザに報告すること。

9. 申請書提出先及び問合せ先

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室 矢田、谷口

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階

TEL : 077-511-1413 FAX : 077-511-1418 : E-mail : keiei@shigaplaza.or.jp

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき